

# 後期高齢者医療制度の海外療養費を申請される方へ

## 1. 海外療養費とは

海外赴任や海外旅行などの海外渡航中に病気やけがのため、やむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、申請によりその支払った医療費について、被保険者の負担割合に応じた払い戻しを受けられる制度です。**ただし、支給対象となるのは日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。**

## 2. 海外療養費の対象とならない診療等について(例)

- ・治療目的で渡航した場合
- ・美容整形
- ・性転換手術
- ・インプラント、歯列矯正
- ・予防接種
- ・救急車の使用料
- ・交通事故などの第三者行為
- ・日本で認可されていない薬
- ・健康診断、定期検診
- ・保険診療の扱いとなっていない最先端医療 等
- ・被保険者等が独自に購入した薬剤(医師の診断等に基づかないもの)

## 3. 海外療養費の支給金額について

日本国内における保険診療を受けた場合の金額(標準額)を基準とし、実際に支払った額(日本円に換算後の額)を比較して、低い方の金額から一部負担金相当額を控除した額を支給します。

(例)①負担割合が1割の被保険者が、アメリカで受診し、医療費10,000\$を支払った。

②上記医療費を日本の保険診療基準で算定すると医療点数1,000点

③支給決定時の為替レートは1\$=100円

※受診時の為替レートではなく、支給決定時の為替レートで計算します。

(ア)【日本の基準で算定した費用】⇒ 1,000点 × 10円 = 10,000円

(イ)【実際に支払った費用】 ⇒ 10,000\$ × 100円 = 1,000,000円

この場合、支給される金額は(ア)【日本基準で算定した費用】と(イ)【実際に払った費用】を比較して低い金額の(ア)から一部負担金相当額(1割)を差し引いた額となります。

【支給金額】⇒ (ア) 10,000円 - 1,000円(アの1割) = 9,000円

## 4. 注意事項

- (1) 明細書等が指定の様式以外で作成されている場合や、記載漏れや記載誤りがあった場合は、一旦書類をお返しします。現地の医師に書き直しや補記を依頼してください。
- (2) 当該治療がやむを得ないと認められない場合や、日本で保険適用とならない治療が含まれていると判明した場合は、全部が不支給となる場合があります。
- (3) **上記2のとおり支給額を計算するため、実際に支払った金額よりも支給額が少なくなる場合があります。**

## 5. 必要書類

| 書類名                                   | 備考                                                                                                                                          |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 診療内容明細書<br>(医科:FormA/歯科:FormC)    | ※北海道後期高齢者医療広域連合のホームページからダウンロードできます。<br>※様式が異なっても、指定の様式の内容を網羅している場合は受付可能です。網羅していない場合、書き直してもらう必要があります。<br>※診療月・医療機関・入院外来ごとに1枚必要。              |
| (2) 領収明細書 (FormB)                     | ※ <u>現地の担当医が記入する書類</u> です。担当医以外が記入したり加筆したりした場合は書き直してもらう必要があります。必ず担当医が記入するようお願いしてください。                                                       |
| (3) 翻訳文<br>※(1)(2)が外国語で記入された場合        | ※翻訳者の住所・氏名・電話番号の記載が必要。<br>※(1)(2)の原本に翻訳を書き込まないこと。原本に書き込まれた場合、どこまでが担当医の記入か分からなくなるため、(1)(2)を現地の医師に書き直していただくことになります。<br>※翻訳にかかる費用は申請者の負担となります。 |
| (4) 後期高齢者医療療養費等支給申請書<br>(5) 調査に関わる同意書 | ※どちらも北海道後期高齢者医療広域連合のホームページからダウンロードできます。                                                                                                     |
| (6) パスポートのコピー                         | ※本人の顔写真のページと受診日に渡航していたことがわかる出入国印のページのコピー<br>※自動化ゲート等でパスポートの出入国印が省略された場合は、旅券・航空券等の渡航した事実が確認できる書類の写し                                          |

【北海道後期高齢者医療広域連合のホームページ】

◇ 申請書について

[https://iryokouiki-hokkaido.jp/hotnews/detail/00003014.html#a2\\_1](https://iryokouiki-hokkaido.jp/hotnews/detail/00003014.html#a2_1)

◇ 制度について

[https://iryokouiki-hokkaido.jp/hotnews/detail/00000149.html#a2\\_3](https://iryokouiki-hokkaido.jp/hotnews/detail/00000149.html#a2_3)

## 6. 申請の流れ

(1) 「診療内容明細書」「領収明細書」(以下「明細書等」という)の様式を入手。

※明細書等の提出がない場合や明細書等の様式が異なる場合は、海外療養費は支給できません。

(2) 受診した医療機関で10割支払う。

(3) 受診した医療機関で担当医に明細書等を記入してもらう。

※明細書等は担当医が記入する書類です。担当医以外が記入していた場合は支給できません。

(4) 明細書等が日本語以外の言語で記入されている場合は翻訳文を作成する。

※現地の医療機関の日本人スタッフが翻訳をしてくれる場合がありますが、翻訳にかかる費用は海外療養費の支給対象外です。

(5) 帰国後、お住まいの市区町村の窓口で申請手続き。(必要書類は上記5参照)

(6) 北海道後期高齢者医療広域連合で書類を審査。

※明細書等に不備がある場合は書類を一旦、申請者に返却し、現地の医療機関に訂正をお願いする場合があります。

## お問い合わせ先

- ・ お住まいの市区町村
- ・ 北海道後期高齢者医療広域連合 医療給付担当(011-290-5601)